

[事案 2024-29] 解約返戻金等支払請求

・令和 6 年 11 月 19 日 裁定打切り

<事案の概要>

元妻によって無断で行われた解約手続であることを理由に、解約返戻金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 1 月に銀行を募集代理店として契約した低解約返戻金型定期保険が令和元年 5 月に解約されたが、以下の理由により、既に支払われた解約返戻金および中途解約しなかった場合に満期時に受け取れたであろう残額を支払ってほしい。

- (1) 第三者である元妻が無断で行った解約手続であり、解約返戻金は元妻が受け取った。
- (2) 低解約返戻期間中の解約であり損失が発生した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 解約請求書および受取口座指定書には、申立人の自署および本人名義口座が記載されており、当該口座に解約返戻金を支払っているため、本人による有効な解約手続である。
- (2) 低解約返戻期間中であることは説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本契約の解約手続が申立人によってなされたのかについて明らかにするためには、申立人が解約手続を行った可能性を示唆するところの申立人の元妻等、第三者への尋問等の手続が必要である。
- (2) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。